

# 総務省 規制の事前評価書

## (休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長 及び検査・点検義務の緩和等)

所管部局課室名：総消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成21年8月7日

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

##### ① 特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の現状について

一定数量以上の消防法上の危険物（石油等）の貯蔵・取扱いを行う危険物施設のうち、特定屋外タンク貯蔵所（容量1000kl以上の屋外タンク貯蔵所）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量500kl以上1000kl未満の屋外タンク貯蔵所）の構造及び設備については、貯蔵・取扱いを行う危険物の数量が大きいため、災害が発生した場合の危険性を重く見て、その適合すべき構造及び設備の技術上の基準や、基準適合の維持に係る義務が、容量が500kl未満の屋外タンク貯蔵所に比べ、厳しいものとなっている。（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。））。

特定屋外タンク貯蔵所については、その耐震性を強化する観点から、タンク本体と基礎・地盤の適合すべき技術基準について過去に改正が行われ、強化されてきており、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令」（昭和52年政令第10号。以下「昭和52年政令」という。）による危政令改正の時点で既設であったものについては、強化された基準の適用についてなお従前の例によることとされたが、平成6年の政令改正により、これらの特定屋外タンク貯蔵所についても、一定の期限までに、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号。以下「平成6年政令」という。）による改正後の昭和52年政令の附則に定める新基準へ適合させることとされている（平成6年政令附則第7項第1号及び第2号）。

##### ○ 昭和52年以前に既設の特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限

- 1万kl以上のもの → 平成21年12月31日まで
- 1000kl以上1万kl未満のもの → 平成25年12月31日まで

準特定屋外タンク貯蔵所についても、その耐震性を強化するため、タンク本体と基礎・地盤が適合すべき技術基準が、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号。以下「平成11年政令」という。）による危政令改正により強化されており、一定の期限までに、平成11年政令による改正後の危政令に定める新基準へ適合させることとされている（平成11年政令附則第2項第1号）。

○ 平成11年以前に既設の準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限

→ 平成29年3月31日まで

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号。以下「17年改正規則」による危規則改正により設けられた、浮き屋根（貯蔵する液体の上に浮かび、液とともに上下する屋根）の新基準に適合しない浮き屋根を有する「旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所」についても、平成29年3月31日までに、その浮き屋根を、浮き屋根の新基準に適合させることとされている（17年改正規則附則第3条第1号）。

② 特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長の必要性について

特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の中には、石油類の需給調整等の理由から、一時的に危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものがあり、こうしたものについては、現に危険物の貯蔵及び取扱いがされないものであるから、強化された基準に適合していなくても危険物の保安確保の観点からの問題が直ちに生じるものではなく、期限までの設備投資を求めてこれらの基準適合を義務付ける合理性に乏しいと考えられる。

③ 特定屋外タンク貯蔵所等の検査・点検義務の現状について

特定屋外タンク貯蔵所のうち容量1万kl以上のもの及び特定移送取扱所（配管の延長が15km超のもの等）については、その施設規模等にかんがみ、市町村長等が行う保安検査を危政令で定める時期ごとに受検しなければならないものとされている（危政令第8条の4）。

ただし、総務省令で定める一定の事由により、当該時期に保安検査を行うことが適当でない認められるときには、当該特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができることとされており、危規則第62条の2に具体的事由が規定されている。

また、特定屋外タンク貯蔵所のうち容量1千kl以上1万kl未満のものについては、その所有者等が1年に1度以上目視等により行わなければならないとされている定期点検に加えて、一定期間中に1度以上、屋外貯蔵タンクの内部点検を実施し（危規則第62条の5第1項）、点検記録を保存する義務が課されている（危規則第62条の8第1項第1号）。なお、容量が1万kl以上であっても、新基準に適合しなければならないこととされている特定屋外タンク貯蔵所のうち、未だ新基準に適合していないものについては、同様の義務が課されている。

④ 特定屋外タンク貯蔵所等の検査・点検義務の緩和等の必要性について

危規則第62条の2に定める保安検査の時期変更に係る事由のうち「使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと」には、危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことが含まれると、これまでも解されてきたが、休止中であることがこの事由にあたるかどうか必ずしも明らかでないという意見もあるため、これを明示する必要があると考えられる。

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間については、休止中であることを理由とした延長がこれまで認められてこなかったが、現に危険物の貯蔵及び取扱いがされないものであって危険物の保安確保の観点から支障がないものであれば、期間が緩和されても差し支えないと考えられる。

## (2) 規制の改正の目的及び内容

### 【規制改正の目的】

危険物の貯蔵及び取扱いを休止中の特定屋外タンク貯蔵所等について、休止している旨の確認を市町村長等から受けた場合に新基準への適合期限を延長する等、一部の義務の適用について緩和を認め、規制の合理化を図る。

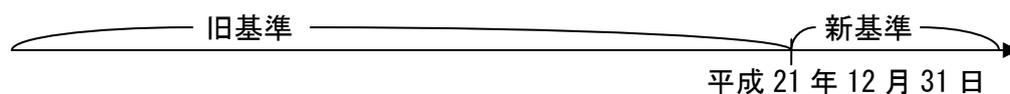
### 【規制改正の内容】

#### ① 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長について

休止中の特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、(1) ①に挙げた現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつ、その旨の確認を市町村長等から受けた場合で、現行の新基準適合期限の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた日から引き続き休止しているものについては、新基準への適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することとする（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（案）（以下「改正政令案」という。）による平成6年政令附則第7項第1号及び第2号並びに平成11年政令附則第2項第1号の改正。危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）（以下「改正省令案」という。）による17年改正規則附則第3条第1号の改正。）。休止されるべき危険物の貯蔵及び取扱いの例外規定を設け、火災予防上の安全保持の担保のため、危険物除去措置がとられていること等を要件とした市町村長等による確認手続等について定める（危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案））。なお、仮に市町村長等による休止の確認を受けた後、現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開した場合は、現行の適合期限日までに新基準に適合すればよいものである。

※ 特定屋外タンク貯蔵所（1万kl以上）における新基準の適合について（例）

#### i 通常



#### ii 平成 21 年 12 月 31 日までに休止し、その後引き続き同日の翌日以降休止している場合



iii 平成 21 年 12 月 31 日までに休止し、同日までに再開した場合



## ② 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の検査・点検義務の緩和等について

保安検査の時期を市町村長等が別に定める時期とすることができる事由に休止中であることが含まれることを明らかにするために、危規則第 6 2 条の 2 に「危険物の貯蔵及び取扱いが休止されていること」という事由を加え、休止されるべき危険物の貯蔵及び取扱いの例外を定める（改正省令案による危規則第 6 2 条の 2 の改正）。

内部点検の対象となる特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の申請に基づき、内部点検の期間を市町村長等が定める期間延長することができること、市町村長等が延長期間を定めた場合には内部点検の記録の保存期間もこれに応じて延長されることを規定する（改正省令案による危規則第 6 2 条の 5 の改正）。

## 2 規制の費用

今回の規制の改正は、休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等を内容とするものであり、特段の費用が発生するものではない。

## 3 規制の便益

危険物の貯蔵及び取扱いを休止している事実について市町村長等の確認を受けた特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、現行の新基準の適合期限経過後も、休止期間中は新基準に適合するための設備投資費用が不要となる。

市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所について、休止期間中の内部点検に要するコストが不要となる。

## 4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正政令案及び改正省令案により、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等で現行の新基準適合期限の延長を希望するものが、市町村長等の確認を受けたうえで期限の延長を認められることになり、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。例外として認められる危険物の貯蔵及び取扱いを規定し、危険物除去措置がとられていること等を要件とした市町村長等による確認手続等について定めることで、当該特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所において、休止状態が保たれ火災予防上の安全が保持されることの担保が図られる。

また、特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査の時期変更に係る事由が、事業者・行政双方にとって、より明確になり、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所の所有者等

についても、保安の支障がないと認められ期間の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。

以上の分析から、改正政令案及び改正省令案による規制の改正は適切なものであると考えられる。

## 5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では平成19年7月から危険物施設における保安の充実方策のあり方について検討する「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」（委員長：平野敏右 千葉科学大学学長）を開催し、同検討会において、休止中の危険物施設について一定の手続を経たうえで一定の義務について緩和を認めること等について検討され、「危険物施設の保安の充実方策のあり方について（中間報告）」（平成19年12月）が取りまとめられている。（当該中間報告は消防庁ウェブサイトに掲載されている：[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/191212-1/191213\\_ks.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/191212-1/191213_ks.pdf)）

## 6 レビューを行う時期又は条件

改正政令案及び改正省令案による規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。